令和３年度住民税の主な税制改正の内容

Ⅰ．働き方の多様化を踏まえて.....2
給与所得控除・公的年金など控除から基礎控除への振替.....2
給与所得控除の適正化.....3
公的年金等控除の適正化.....5
所得金額調整控除の創設.....7
基礎控除の適正化（逓減化）.....8
調整控除の不適用.....9
勤労学生控除の見直し.....9
配偶者控除・扶養控除の見直し.....9
配偶者特別控除の見直し.....9
家内労働者の事業所得の特例の見直し.....9
住民税均等割非課税基準の見直し.....9
住民税所得割非課税基準の見直し.....9
障害者・未成年・寡婦（夫）の住民税非課税基準の見直し.....10
Ⅱ．未婚のひとり親に対する税制上の措置.....10
未婚のひとり親に対する措置.....10
寡婦控除の見直し.....10
子どもの貧困に対応するための住民税の非課税措置.....11
Ⅲ．その他.....12
指定行事の中止等により生じた権利を放棄した場合の寄附金税額控除の特例の創設.....12
低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除制度の創設.....12

Ⅰ．働き方の多様化を踏まえて

給与所得控除・公的年金など控除から基礎控除への振替

働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする等の観点から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除及び公的年金等控除の控除額が一律 10 万円引き下げられ、どのような所得にでも適用される基礎控除の控除額が 10 万円引き上げられます。

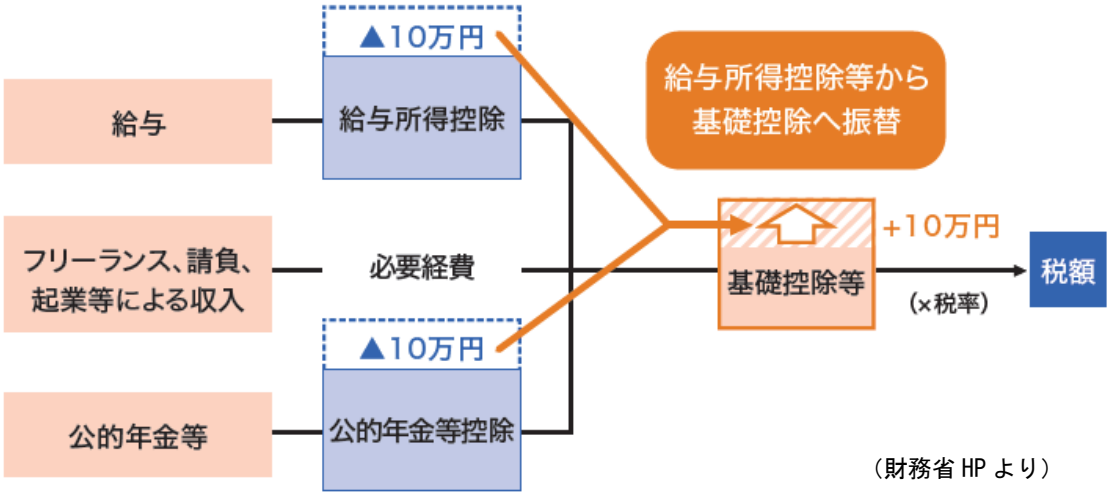

（財務省 HP より）

※給与所得と年金所得の双方を有する方については、片方に係る控除のみが減額されます。

給与所得控除の適正化

給与所得控除については、勤務関連経費や諸外国の水準と比べても過大となっているとの指摘がなされてきたことを踏まえ、「控除額を主要国並みに漸次適正化する」との方針の下、段階的に見直しが進められています。

令和 3 年度からの改正では、以下の 2 点が見直されます。

1　給与所得控除額が 10 万円引き下げられます。

2　給与所得控除額の上限が適用される給与等の収入金額を 1,000 万円から 850 万円に、給与所得控除の上限額を 220 万円から 195 万円にそれぞれ引き下げられます。

※ただし、子育て等に配慮する観点から、23 歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する者等に負担増が生じないよう、所得金額調整控除の措置が講じられます。

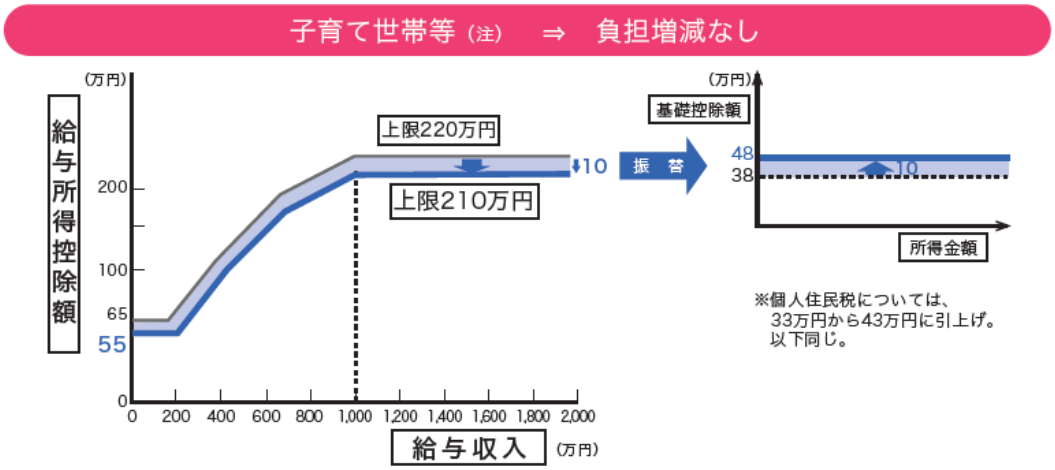

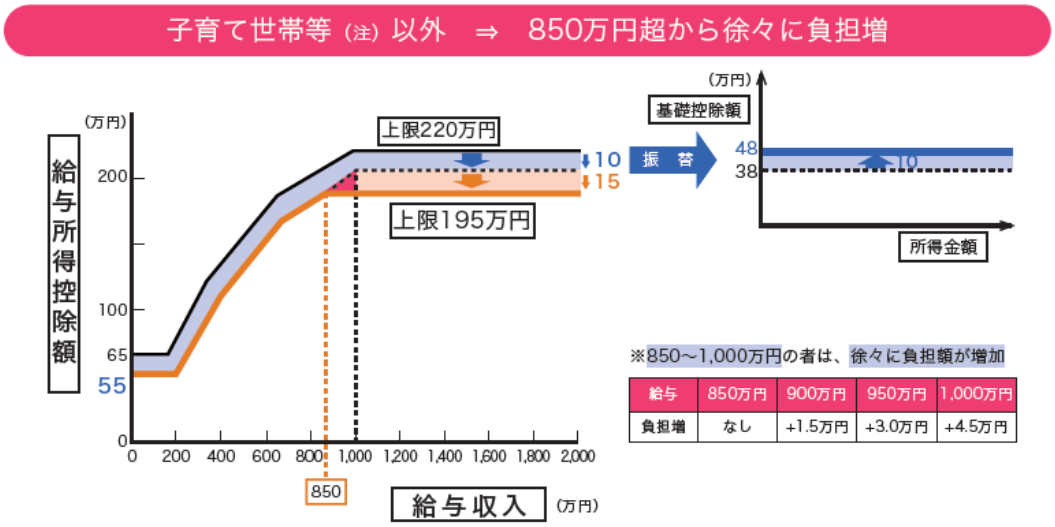

給与	850万円	900万円	950万円	1,000万円
負担増	なし	+1.5万円	+3.0万円	+4.5万円

（注）23歳未満の扶養親族を有する者及び特別障害者控除の対象である扶養親族等を有する者等
（いわゆる「介護」を受けている者以外の特別障害者を含む）

（財務省 HP より）

≪給与所得額の計算表≫

<table>
<tr><th rowspan="2">給与等の収入金額</th><th colspan="2">給与所得額（給与等の収入金額−給与所得控除）</th></tr>
<tr><th>令和元年分（改正前）</th><th>令和２年分（改正後）</th></tr>
<tr><td>～550,999 円</td><td>0 円</td><td>0 円</td></tr>
<tr><td>551,000 円～
650,999 円</td><td rowspan="2">0 円</td><td rowspan="2">年収－550,000 円</td></tr>
<tr><td>651,000 円～
1,618,999 円</td></tr>
<tr><td>1,619,000 円～
1,619,999 円</td><td>969,000 円</td><td>1,069,000 円</td></tr>
<tr><td>1,620,000 円～
1,621,999 円</td><td>970,000 円</td><td>1,070,000 円</td></tr>
<tr><td>1,622,000 円～
1,623,999 円</td><td>972,000 円</td><td>1,072,000 円</td></tr>
<tr><td>1,624,000 円～
1,627,999 円</td><td>974,000 円</td><td>1,074,000 円</td></tr>
<tr><td>1,628,000 円～
1,799,999 円</td><td>年収÷4（1,000 円未満切捨）A
A×2.4</td><td>年収÷4（1,000 円未満切捨）A
A×2.4＋100,000 円</td></tr>
<tr><td>1,800,000 円～
3,599,999 円</td><td>年収÷4（1,000 円未満切捨）A
A×2.8－180,000 円</td><td>年収÷4（1,000 円未満切捨）A
A×2.8－80,000 円</td></tr>
<tr><td>3,600,000 円～
6,599,999 円</td><td>年収÷4（1,000 円未満切捨）A
A×3.2－540,000 円</td><td>年収÷4（1,000 円未満切捨）A
A×3.2－440,000 円</td></tr>
<tr><td>6,600,000 円～
8,500,000 円</td><td rowspan="2">年収×0.9－1,200,000 円</td><td>年収×0.9－1,100,000 円</td></tr>
<tr><td>8,500,001 円～
10,000,000 円</td><td rowspan="2">年収－1,950,000 円</td></tr>
<tr><td>10,000,001 円～</td><td>年収－2,200,000 円</td></tr>
</table>

公的年金等控除の適正化

公的年金等控除については、給与所得控除とは異なり控除額に上限がなく、年金以外の所得がいくら高くても年金のみで暮らす者と同じ額の控除が受けられるなど、高所得の年金所得者にとって手厚い仕組みになっているとの指摘がなされてきました。

こうした点を踏まえ、令和3年度から以下の3点が改正されます。

1　公的年金等控除額が10万円引き下げられます。

2　公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合、公的年金等控除額は195万5千円が上限とされます。

3　公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下の場合には一律10万円を、2,000万円を超える場合には一律20万円が上記1および2の見直し後の控除額から引き下げられます。

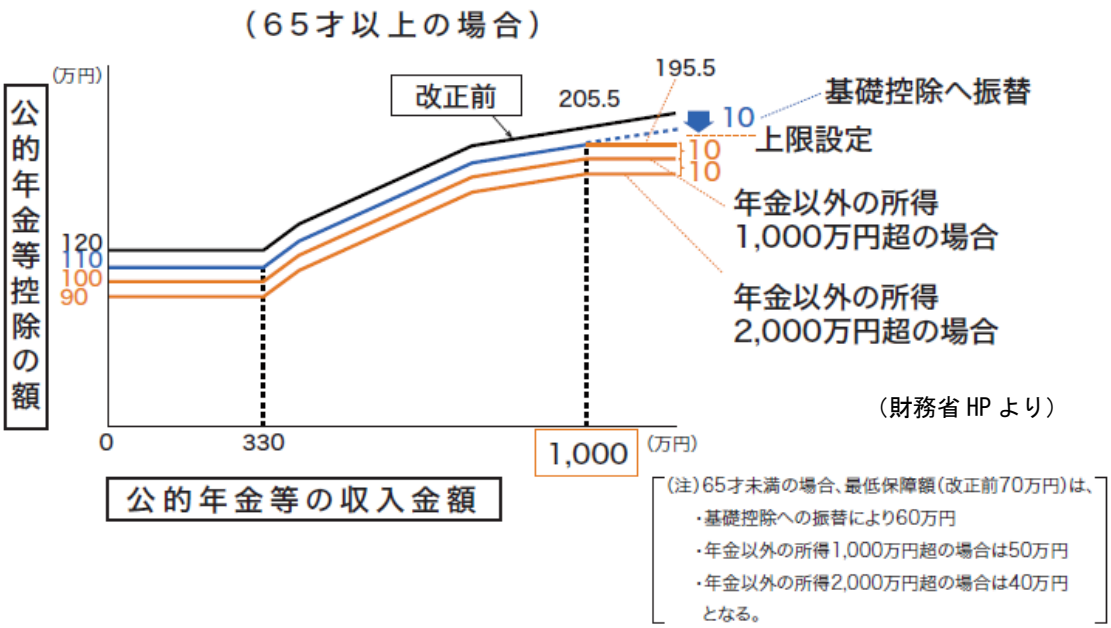

（財務省HPより）

≪公的年金等に係る雑所得の計算表≫

65 歳未満（公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が 1000 万円以下）

<table>
<tr><th rowspan="2">公的年金収入金額</th><th colspan="2">公的年金等に係る雑所得額</th></tr>
<tr><th>令和元年分（改正前）</th><th>令和２年分（改正後）</th></tr>
<tr><td>～600,000 円</td><td rowspan="2">0 円</td><td>0 円</td></tr>
<tr><td>600,001 円～
700,000 円</td><td rowspan="2">収入金額－600,000 円</td></tr>
<tr><td>700,001 円～
1,299,999 円</td><td>収入金額－700,000 円</td></tr>
<tr><td>1,300,000 円～
4,099,999 円</td><td>収入金額×75%－375,000 円</td><td>収入金額×75%－275,000 円</td></tr>
<tr><td>4,100,000 円～
7,699,999 円</td><td>収入金額×85%－785,000 円</td><td>収入金額×85%－685,000 円</td></tr>
<tr><td>7,700,000 円～
9,999,999 円</td><td rowspan="2">収入金額×95%－1,555,000 円</td><td>収入金額×95%－1,455,000 円</td></tr>
<tr><td>10,000,000 円～</td><td>収入金額－1,955,000 円</td></tr>
</table>

65 歳以上（公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が 1000 万円以下）

<table>
<tr><th rowspan="2">公的年金収入金額</th><th colspan="2">公的年金等に係る雑所得額</th></tr>
<tr><th>令和元年分（改正前）</th><th>令和２年分（改正後）</th></tr>
<tr><td>～1,100,000 円</td><td rowspan="2">0 円</td><td>0 円</td></tr>
<tr><td>1,100,001 円～
1,200,000 円</td><td rowspan="2">収入金額－1,100,000 円</td></tr>
<tr><td>1,200,001 円～
3,299,999 円</td><td>収入金額－1,200,000 円</td></tr>
<tr><td>3,300,000 円～
4,099,999 円</td><td>収入金額×75%－375,000 円</td><td>収入金額×75%－275,000 円</td></tr>
<tr><td>4,100,000 円～
7,699,999 円</td><td>収入金額×85%－785,000 円</td><td>収入金額×85%－685,000 円</td></tr>
<tr><td>7,700,000 円～
9,999,999 円</td><td rowspan="2">収入金額×95%－1,555,000 円</td><td>収入金額×95%－1,455,000 円</td></tr>
<tr><td>10,000,000 円～</td><td>収入金額－1,955,000 円</td></tr>
</table>

所得金額調整控除の創設

所得金額調整控除とは、一定の給与所得者の総所得金額を計算する場合に、一定の金額を給与所得の金額から控除するというものです。

所得金額調整控除には、次の①または②のとおり、二種類の控除があります。

このうち①の控除は年末調整や確定申告などにおいて申告が必要です。

①子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除

その年の給与等の収入金額が850万円を超える給与所得者で、(1)のイ～ハのいずれかに該当する給与所得者の総所得金額を計算する場合に、(2)の所得金額調整控除額を給与所得から控除するものです。

(1) 適用対象者

イ 本人が特別障害者に該当する者

ロ 年齢23歳未満の扶養親族を有する者

ハ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者

(2) 所得金額調整控除額

{給与等の収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円) － 850万円}×10%＝控除額※

※ 1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

年末調整においてこの控除の適用を受けようとする給与所得者は、その年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、給与の支払者に所得金額調整控除額申告書を提出する必要があります。

（注） この控除は、扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限がありません。したがって、例えば、夫婦ともに給与等の収入金額が850万円を超えており、夫婦の間に1人の年齢23歳未満の扶養親族である子がいるような場合には、その夫婦双方が、この控除の適用を受けることができます。

②給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除

その年において、次の(1)に該当する者の総所得金額を計算する場合に、(2)の所得金額調整控除額を給与所得から控除するものです（注)。

(1) 適用対象者

その年分の給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額がある給与所得者で、その合計額が10万円を超える者 。

(2) 所得金額調整控除額

{給与所得控除後の給与等の金額(10 万円超の場合は 10 万円) ＋ 公的年金等に係る雑所得の金額(10万円超の場合は10万円)}－10万円＝控除額（注）

（注） 上記1の所得金額調整控除の適用がある場合はその適用後の給与所得の金額から控除します。

基礎控除の適正化（逓減化）

基礎控除については、所得の多寡によらず一定金額を所得から控除する所得控除方式が採用されていますが、高所得者にまで税負担の軽減効果を及ぼす必要は乏しいのではないかとの指摘がなされてきたこと等を踏まえ、令和 3 年度から以下の 2 点が改正されます。

1　基礎控除額が 10 万円引き上げられます。

2　合計所得金額が 2,400 万円を超えると合計所金額に応じて控除額が逓減し、合計所得金額が 2,500 万円を超えると基礎控除は適用外となります。

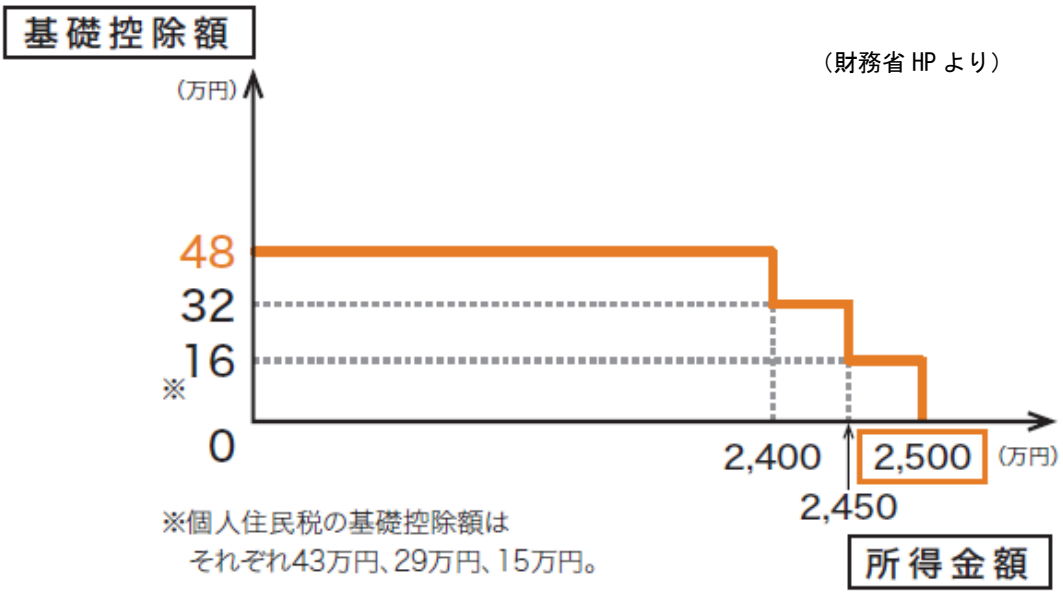

調整控除の不適用

基礎控除が消失する合計所得 2500 万円超の納税者には、調整控除を適用しないこととされました。

勤労学生控除の見直し

合計所得金額要件が引き上げられます。

65 万円以下　→　75 万円以下

配偶者控除・扶養控除の見直し

合計所得金額要件が引き上げられます。

38 万円　→　48 万円

配偶者特別控除の見直し

合計所得金額要件が引き上げられます。

38 万円超 123 万円以下　→　48 万円超 133 万円以下

※合計所得要件が 10 万円引き上げられただけで控除額は変更ありません。

家内労働者の事業所得の特例の見直し

必要経費に算入する金額の最低保証額が 55 万円（現行 65 万円）に引き下げられます。

住民税均等割非課税基準の見直し

均等割が非課税となる合計所得金額の基準を 10 万円引き上げます。

（改正後）合計所得金額≦280,000 円×（控配・扶養の人数合計＋１）**＋100,000 円**
＋168,000 円（本人のみの場合は 168,000 円の加算なし）

（改正前）合計所得金額≦280,000 円×（控配・扶養の人数合計＋１）
＋168,000 円（本人のみの場合は 168,000 円の加算なし）

住民税所得割非課税基準の見直し

所得割が非課税となる総所得金額等の基準を 10 万円引き上げます。

（改正後）総所得金額等≦350,000 円×（控配・扶養の人数合計＋１）**＋100,000 円**
＋320,000 円（本人のみの場合は 320,000 円の加算なし）

（改正前）総所得金額等≦350,000 円×（控配・扶養の人数合計＋１）
＋320,000 円（本人のみの場合は 320,000 円の加算なし）

障害者・未成年・寡婦（夫）の住民税非課税基準の見直し

非課税措置の合計所得金額要件を 10 万円引き上げます（改正前 125 万円以下）。

※未婚のひとり親もこの非課税基準が適用されます。

Ⅱ．未婚のひとり親に対する税制上の措置

すべてのひとり親家庭の子供に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するために、次の措置が講じられます。

未婚のひとり親に対する措置

納税者がひとり親（次の要件をみたすもの）である場合には、ひとり親控除として、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から所得税では 35 万円（住民税では 30 万円）が控除されます。

〇生計を一にする子を有すること。（総所得金額等が 48 万円以下）

〇合計所得金額が 500 万円以下であること。

〇住民票の続柄に「夫（見届）」「妻（見届）」の記載がないこと。

寡婦控除の見直し

〇寡婦の要件に、ひとり親と同じ所得制限（合計所得金額 500 万円以下であること）を加える。

〇寡婦の要件に、住民票の続柄に「夫（見届）」「妻（見届）」の記載がないことを加える。

〇なお、寡婦控除の特例（いわゆる特別の寡婦）を廃止する。

＜改正後＞

ひとり親控除及び寡婦控除（女性）　　（）内は住民税　　単位：万円

配偶関係			死別		離別		未婚	
本人合計所得金額			500 万円以下	500 万円超	500 万円以下	500 万円超	500 万円以下	500 万円超
扶養親族	有	子※	35(30)	—	35(30)	—	35(30)	—
		子以外	27(26)	—	27(26)	—	—	—
	無		27(26)	—	—	—	—	—

※扶養になっていなくても可。但し他者の扶養になっていないこと。

ひとり親控除（男性）　　（）内は住民税　　単位：万円

配偶関係			死別		離別		未婚	
本人合計所得金額			500 万円以下	500 万円超	500 万円以下	500 万円超	500 万円以下	500 万円超
扶養親族	有	子※	35(30)	—	35(30)	—	35(30)	—
		子以外	—	—	—	—	—	—
	無		—	—	—	—	—	—

※扶養になっていなくても可。但し他者の扶養になっていないこと。

＜改正前＞

寡婦控除（女性）

配偶関係			死別		離別	
本人合計所得金額			500 万円以下	500 万円超	500 万円以下	500 万円超
扶養親族	有	子※	35(30)	27(26)	35(30)	27(26)
		子以外	27(26)	27(26)	27(26)	27(26)
	無		27(26)	—	—	—

※扶養になっていなくても可。但し他者の扶養になっていないこと。

寡夫控除（男性）

配偶関係			死別		離別	
本人合計所得金額			500 万円以下	500 万円超	500 万円以下	500 万円超
扶養親族	有	子※	27(26)	—	27(26)	—
		子以外	—	—	—	—
	無		—	—	—	—

※扶養になっていなくても可。但し他者の扶養になっていないこと。

子どもの貧困に対応するための住民税の非課税措置

児童の父または母のうち、婚姻をしていない者または配偶者の生死が明らかでない者（これらの者の合計所得金額が 135 万円を超える場合を除く。）を住民税の非課税の対象に加えることになりました。

Ⅲ．その他

指定行事の中止等により生じた権利を放棄した場合の寄附金税額控除の特例の創設

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、政府や地方自治体の自粛要請を踏まえ、文化芸術やスポーツイベントの中止等を行った主催者に対し、チケット等を購入した個人がその払い戻しを受けることを辞退し、そのイベント等を当該地方団体が指定した場合は、その辞退した金額のうち 20 万円までの金額について、寄付金の支出とみなし、所得税及び個人住民税の控除の対象となります。

・対象となるイベントは、以下のすべての要件を満たす必要があります。

1　令和 2 年 2 月 1 日～令和 3 年 12 月 31 日までに開催または開催予定の不特定かつ多数の者を対象とする文化芸能・スポーツイベント

2　政府の自粛要請を踏まえて中止・延期・規模の縮小が行われたイベント

3　上記 1 及び 2 に該当し、主催者が申請により文化庁またはスポーツ庁の指定を受けたイベント

低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除制度の創設

個人が、譲渡価額が 500 万円以下であって、都市計画区域内にある一定の低未利用地等を令和 2 年 7 月 1 日～令和 4 年 12 月 31 日の間に譲渡した場合に、その年中の低未利用土地等に係る長期譲渡所得から 100 万円（100 万円に満たない場合は当該長期譲渡所得の金額）を控除することができることとされました。主な適用要件は以下のとおりです。

・譲渡したものが個人であること。

・低未利用土地等であること及び譲渡の後の当該低未利用土地等の利用について、市区町村長の確認がされたもの（確認書が発行されたもの）。

・譲渡の年の 1 月 1 日において所有期間が 5 年を超えるものの譲渡であること。

・低未利用土地等及び当該低未利用土地等とともにした当該低未利用土地等の上にある資産の譲渡価額が合計 500 万円を超えないこと。